

令和8年第5回 総務文教委員会会議録

令和8年9月3日

第2委員会室

開 会：午前10時00分

委員長 林 貴光

副委員長 渡辺 武彦

2番委員 各務 美穂、3番委員 平林多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 町野 道明

委員長 ; おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから令和8年第5回総務文教委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月27日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は別紙の次第書の順序で行います。よろしくお願いいたします。

初めに執行部から御挨拶をお願いいたします。

まちづくり企画部長 ; まちづくり企画部長の松田です。総務文教委員会に属する市執行部を代表しまして一言御挨拶を申し上げます。

去る8月27日、令和8年第3回恵那市議会定例会では、上程されました議案のうち、初日に財産の取得、人事案件等につきまして議決いただきましたことをお礼申し上げます。ありがとうございました。そして本日、本委員会に付託されました議案といたしまして、条例の制定が1件、それから条例の一部改正が3件、そして予算として一般会計、遠山財産区特別会計、上財産区特別会計の補正予算、合計7議案を審査いただきます。審査の中でいただく質問につきましては、できる限り丁寧に分かりやすく答弁させていただきますので、委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。以上となります。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは、伊藤副議長、御挨拶をお願いいたします。

副議長 ; 改めておはようございます。

ずっと暑かったんですけど、どうも今日あたりから少しずつ涼しくなるようです。ただですね、雨がずっと今週それから来週続くようで、またいろいろなところで豪雨災害になるのではないかなということを心配しております。個人的には、いつ稲刈りをしようかと、ちょっと今考えているところです。

6月議会から9月議会まで、実はいくつか、いろいろなところの議会の行政視察の受入れがありました。本来ならば、議長さんが歓迎の挨拶をするのですが、本当に議長さん忙しくて、私がいくつか代理で歓迎の挨拶をさせていただきました。その中の1つに、鈴鹿市からの行政視察があったのですね。どういうタイトルかといいますと、モータースポーツを生かした地域活性化についてというタイトルで、鈴鹿市と言えばサーキットがありまして、もう60年以上の歴史があるそんな鈴鹿市が恵那市のモータースポーツで何を質問するのだろうと。これラリーまちづくり課長と一体何なんだろうっていうことで非常に緊張しております、

むしろこちらが鈴鹿市にお聞きをしたいぐらいの、そんなことだったので、ところが、私、非常に興味があったものですから、そのまま説明の会議に出させていただきました。そこでいろいろ話を聞く中で、これ、私もちょっと聞きたかったものですから、質問する中で分かってきたことはですね、やっぱり鈴鹿市も課題がありまして、要するに鈴鹿サーキットは非常に人が集まるのだけれど、鈴鹿サーキットといわゆる一般住民との間が随分乖離しておって、何か言葉悪いですけど鈴鹿サーキットはやっているけど、何か住民とは全然関係ないというような、そこが大きな課題だというようなことを言ってみえたのですね。最後に、恵那市の取組をずっと説明する中で、どういう感想を言われたかということ、恵那市は、住民と市と一緒にラリーを盛り上げていると、そういうことが非常によく分かって勉強になりましたという、そういう感想を言われたかということ、非常に喜ばれて、あとは、このグッズはどこに売っていますかと、かなりのグッズをぜひ買って帰りたいというようなこともあって大変喜んで帰られて、私も非常にうれしく思ったところです。やはり、もちろんレースや、ラリーというその違いはあるにしても、そうやって、鈴鹿市のような非常に知名度の高いところが恵那市に訪れて、そして恵那市の取組を聞いていただいて、「いや、それは非常にすばらしいな」ということを言っていただくと、非常にありがたいなということを思いました。改めて見たときに、私も恵那市として取り組んでいることが、私どもにとっては当たり前だけれど、外から見たときには、結構それ価値があるんじゃないかということはあるんじゃないかなということを、今回の行政視察の受入れに参加させていただいて思ったところです。恐らく、ここにもあるんじゃないかな、そんなことを思わせていただきました。

第5回の恵那市議会総務文教委員会ということで7件の議案です。ぜひ活発な御意見等していただければと思います。よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

委員長 ; ありがとうございました。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。

発言及び反問につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって簡潔に質疑・答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第58号 恵那市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

はい。5番委員。

5番委員 ; この条例については、デジタル社会についての話ですけども、申請届出に対しての行政の通知等のことについて、到達時期とか、あるいは法に同意という面があるわけですが、何か第4条を見ると規則で定めるとに書いてあるんですけども、このあたりはちょっとどういうことか教えていただきたいと思います。

委員長 ; はい。情報政策課長。

情報政策課長 ; はい。御質問ありがとうございます。第4条の規定、手続とか通知のところのお話をいただきました。今回の条例制定につきましては、従来、紙で行っていたものを、いわゆる電子、オンラインによって手続ができるという規定を改めて定めるものです。一旦、紙の手続についてを除外するということではなくて、全ての手続において、こういったオンラインの手続でもって、窓口を広げようということになります。そこにおいて、今の御質問第4条の通知のところに付きましても、いわゆる電子的な処分通知等が市側から相手方に対してできるという規定を設けて、細かなルールにつきましては別途規則の中で規定をしていこうという建付けになっております。以上でございます。

委員長 ; はい。5番委員。

5番委員 ; 別途でつくるってことですね。

委員長 ; 情報政策課長。

情報政策課長 ; はい。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第58号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第58号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第59号 恵那市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第59号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第59号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第60号 恵那市税条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 0 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第 6 0 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 6 2 号 恵那市市立公園条例の一部改正について」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

2 番委員。

2 番委員 ; よろしく申し上げます。議第 62 号に対し質問が 3 点ほどございます。一気に質問してもよろしいでしょうか。1 点ずつのほうがよろしいでしょうか。

委員長 ; 1 点ずつ申し上げます。

2 番委員 ; まず 1 つ、恵那市のホームページに、公共施設使用料の減免について書かれています。そこには 18 歳以下は減免とされています。とすればこの議第 62 号が改正されても、18 歳以下は減免されるということではよろしいでしょうか。

委員長 ; はい、スポーツ課長。

スポーツ課長 ; はい。お答えいたします。委員のおっしゃるとおり、18 歳以下の団体につきましては減免となります。以上です。

委員長 ; はい。続いて申し上げます。2 番委員、どうぞ。

2 番委員 ; では質問 2、この条例改正に関わって、9 月補正予算として 123 万 3,000 円の予算を組んでいます。この予算でいけば、どのような団体がどれくらいの回数を利用すると予測していますでしょうか。よろしく申し上げます。

委員長 ; はい。スポーツ課長。

スポーツ課長 ; はい。お答えします。

補正予算につきましては、減免分を指定管理者が負担することになりますので、その分で算出をしております。算出方法としましては、令和 5 年から令和 7 年までの 3 年間に減免団体が使用した時間の平均時間、こちらに空調の 1 時間当たりのガスの使用料を掛けたもの、それと、基本料金につきましては、利用団体のほうにはかけずにこちらの指定管理者のほうにお願いすることになりますので、こちらが 1 か月に 3,520 円かかることになります。それを勘案して算出したことになります。どれぐらいの回数とかそういうことなく時間数でいきますと、月ごとによって、多い月少ない月がありますけども、年平均ならしますと、100 時間弱が、この算出の根拠となっております。以上です。

委員長 ; はい。続いて申し上げます。

2 番委員 ; では質問 3、18 歳以下の子どもがいる団体は減免されて、それ以外の団体、大人の団体は全額払うというのが適用されるのであれば、利用者が使いにくくなると

思います。その点はどうお考えでしょうか。健幸宣言の都市をうたっているのであれば、大人の団体も最小限に抑えるなど 6,300 円、100%とするべきではないと考えますが、どうでしょうか。

委員長 ; はい、スポーツ課長。

スポーツ課長 ; はい。お答えいたします。

基本的には受益者負担の原則で、そのサービスを受ける方が費用を負担すべきであると考えております。その中で減免の団体に関しては、減免を適用するという考えになっております。スポーツ施設等の使用料につきましては、令和 7 年の 12 月議会のほうで議決をいただきまして、この 4 月 1 日より施行しております。また減免の取扱い規則についてもこの 4 月 1 日より施行しております。今回の空調の料金の設定に関しましては机上での計算によって求めていますので、次期の見直しの時期につきましては、それらの今後の実績等を踏まえて、見直し等の検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 ; ほかに質問ございませんか。

はい。3 番委員。

3 番委員 ; はい。お願いします。

今 2 番委員のほうから減免以外の団体についての料金の問合せがありましたけども、減免以外の、今、利用してる団体はいくつぐらいあるのかということをお尋ねしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員長 ; はい、スポーツ課長。

スポーツ課長 ; はい。お答えいたします。

スポーツ団体を挙げたこととなりますけども、まず 18 歳以下、減免の団体につきましては現在 95 団体でございます。75 歳以上の団体、こちらのほうの使用料は減免となっておりますけれども、附帯設備の料金につきましては、全額いただくこととなりますけども、こちらのほうが 5 団体となります。そのほか、市または地域自治区が推進する市民参画のまちづくり、もしくは健幸のまちづくりに寄与する団体が 62 団体となっております。そのほかは減免となる事案につきましては市が主催するような場合であるとか、そういったところが減免の対象となりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長 ; 3 番委員。

3 番委員 ; 減免以外の団体は今、団体としては使っていないってことですか。例えば卓球サークルであるとか、それは減免団体なんでしょうか。

委員長 ; はい、スポーツ課長。

スポーツ課長 ; そちらの登録をしている団体は、そういう減免の取扱いがありますけども、そちらに登録されてない団体につきましては、こちらのほうでは数は把握しておりませんが、減免の対象外ということになっております。

委員長 ; はい。3 番委員。

3 番委員 ; では、登録しているかどうかはその個々の団体で確かめないとけないってことですね。減免団体以外、例えば 18 歳以下のグループが登録はしてないけど、使いたいっていう場合の冷暖房の使用料はいかがなものでしょうか。

委員長 ; はい、スポーツ課長。

スポーツ課長 ; はい。お答えします。

18 歳以下の団体で 5 名以上であれば、その登録ができることとなりますので、18 歳以下で 5 名の団体であれば、まず登録をしていただいて利用していただければ減免の対象となります。5 名以下であれば申し訳ないですが、減免の対象外ということになります。以上です。

委員長 ; はい。3 番委員。

3 番委員 ; 登録の方、どうか進めていただくよろしくをお願いいたします。ただ 6,300 円もちろん実費負担相当額から根拠あって 6,300 円とされたわけですが、感想です。かなり大変だなあと。普段あそこでいろいろなサークルが活動してみえますけども、2 分の 1 という料金にはいきませんよね。冷暖房の場合はね。そういう場合に、利用者の負担がかなり大きいなということを感じて思っております。ありがとうございました。

委員長 ; はい。5 番委員。

5 番委員 ; 歳出は 1,123 万 3,000 円ということで、近年は物価高騰等もあるわけですが、この 6,300 円は妥当だと思いますが、その辺の数字の根拠をお願いします。

委員長 ; はい、スポーツ課長。

スポーツ課長 ; はい。お答えいたします。

料金の設定につきましては、まず 1 時間当たりの従量料金こちらが 400 円となります。そちらに 1 時間当たりのガスの量、そちらを掛けまして、それに消費税を掛けて算出をしているところでございます。

よろしいですか。

委員長 ; ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 6 2 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 挙手多数であります。よって「議第 6 2 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第 7 4 号 令和 8 年度恵那市一般会計補正予算（第 4 号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

はい。3 番委員。

3 番委員 ; お願いします。

予算資料の 14 ページ。2 款 1 項 17 目の山村振興地域等活性化事業費が 200 万円の補正予算といいますか、具体的には調査・設計業務委託料が 200 万円となっていますけど、この内容とか、地域とかをお伝えいただけたらありがたいと思います。よろしくをお願いいたします。

委員長 ; 地域振興課長。

地域振興課長；はい。お答えします。

こちらの予算につきましては、新丸山ダム建設に伴う国道 418 号付替道路の整備効果を地域活性化につなげるため、飯地町にごぞいます五毛座や飯地商店などを拠点とした小さな拠点整備を面的に整備するという調査・検討をするものとなっております。以上でございます。

委員長；ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 4 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長；全会一致であります。よって「議第 7 4 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長；次に、「議第 7 7 号 令和 8 年度恵那市遠山財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 7 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長；全会一致であります。よって「議第 7 7 号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長；次に、「議第 7 8 号 令和 8 年度恵那市上財産区特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長；討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第 7 8 号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛 成 者 挙 手）

委員長；全会一致であります。よって「議第 7 8 号」は原案のとおり、可決すべきものと

決しました。

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了しました。
最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに 御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; ありがとうございます。
それではこれをもって、令和 8 年第 5 回総務文教委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

午前 10 時 22 分閉会

恵那市議会委員会条例第 30 条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 総務文教委員長 林 貴光